

留学生就職促進教育プログラム認定制度

Q & A

文部科学省高等教育局  
学生・留学生課留学生交流室

## 【目次】

### 1. 事業の趣旨・目的等

問 1－1 「留学生就職促進教育プログラム」認定制度の趣旨は何か。 ······	1
問 1－2 本事業における「就職支援」とは具体的にどのようなものを想定しているのか。 ······	1
問 1－3 本制度における外国人留学生の定義・範囲はどのようなものか。 ···	1
問 1－4 認定件数はどの程度を予定しているのか。 ······	1

### 2. 認定の要件等

問 2－1 コンソーシアムを設置して取組を実施することは可能か。 ······	2
問 2－2 コンソーシアムとして想定している参加機関数はどれくらいか。 ···	2
問 2－3 実施要項「3. 認定の要件等」に「外国人留学生の卒業・修了者のうち、国内進学者を除き、国内企業等に就職した者の割合が過去3年度の平均で3割以上であること。」とあるが、調査時点はいつのものを使用すればよいか。 ······	2
問 2－4 実施要項「3. 認定の要件等」に「在籍する外国人留学生のうち、日本国内での就職を希望する者の割合が過去3年間平均で4割以上であること。」とあるが、どのような調査を用いればよいか。 ······	2
問 2－5 実施要項「3. 認定の要件等」に「外国人留学生の卒業・修了者のうち、国内進学者を除き、国内企業等に就職した者の割合が過去3年度の平均で3割以上であること。又は在籍する外国人留学生のうち、日本国内での就職を希望する者の割合が過去3年間平均で4割以上であること。」とあるが、これらの数値の設定は何に依拠したものであるか。 ······	3
問 2－6 ポストドクター（ポスドク）採用者を就職者数に計上することは可能か。	
問 2－7 高等専門学校が申請することはできないのか。 ······	3
問 2－8 各種学校及び日本語教育機関が申請することはできないのか。 ···	3
問 2－9 都道府県、市区町村等自治体の協力が必要か。 ······	4
問 2－10 本事業を行うことにより、どのような変化が生じるかの目標は、何%増等の具体的な数値を設定しなければならないのか。 ······	4
問 2－11 本事業を行う以前から、既に国内就職率5割を達成している場合は本制度に申請できないのか。 ······	4
問 2－12 目標が達成できなかった場合にはペナルティーがあるのか。 ···	4

### 3. 教育プログラム関係

問 3－1 履修期間はどの程度を想定しているか。 ······	5
問 3－2 教育プログラムは単位化する必要があるか。 ······	5
問 3－3 英語のみで学位取得を目指すコースも対象となるか。 ······	5
問 3－4 ビジネス日本語の学習を通じて、履修者が到達する日本語の能力水準の目安はあるか。 ······	5
問 3－5 履修者の専攻分野（文系・理系）を踏まえ、開講するビジネス日本語の科目を複数設ける（クラス分けする）ことは可能か。 ······	5
問 3－6 キャリア教育のうち、就職活動の支援は外国人留学生のみを対象とした支援を実施しなければならないか。 ······	6
問 3－7 インターンシップは、複数回に分けて実施してはだめなのか。 ···	6
問 3－8 インターンシップをオンラインで実地することは可能か。 ······	6
問 3－9 インターンシップは無償のものに限られるか。 ······	6
問 3－10 企業との共同研究はインターンシップとして認められるか。 ···	6

● 本制度において求められるインターンシップの内容	7
4. プログラムの実施について	
問4－1 実施に当たって、国からの財政支援はあるか。	8
問4－2 外国人留学生以外は履修できないのか。	8
問4－3 認定期間は必ず5年後の年度末である必要があるのか。取組を定着させるため、延長できないのか。	8
問4－4 認定期間中に中間調査を実施するのか。	8
5. 実施期間等	
問5－1 有識者による「留学生就職促進プログラム委員会」の構成員はどのような者を予定しているのか。	9
問5－2 「留学生就職促進プログラム委員会」の委員の氏名は公表されるのか。	9
問5－3 書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。	9
6. その他	
問6－1 国際通用性の観点から、修了証明書を英語表記とすることは可能か。また、英語以外の言語での記載は認められないか。	9

## 1. 事業の趣旨・目的等

問1－1 「留学生就職促進教育プログラム」認定制度の趣旨は何か。

答 成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）等に基づき、外国人留学生に対する「ビジネス日本語」、「キャリア教育（日本企業論等）」、「インターンシップ」を一体として提供する質の高い教育プログラム（以下「留学生就職促進教育プログラム」という。）を文部科学省が認定し、当該プログラム修了者が、就職活動において各大学が発行する修了証明書を提示することにより、外国人留学生の国内企業等への就職を一層促進することを目的として実施するものです。

問1－2 本事業における就職支援とは具体的にどのようなものを想定しているのか。

答 留学生が国内で就職するに当たっての課題となっている、日本語能力や企業での働き方、キャリアパスなどの考え方について、入学当初から留学生に学習させるためのカリキュラム編成のほか、産学官の協力による地域企業との交流プログラム作りやインターンシップの実施等によって留学生の就職につなげられる仕組みの構築等を想定しています。

問1－3 本制度における外国人留学生の定義・範囲はどのようなものか。

答 出入国管理及び難民認定法別表第1に定める「留学」の在留資格により、我が国の大大学（大学院を含む。）、短期大学において教育を受ける外国人学生を指します。

問1－4 認定件数はどの程度を予定しているのか。

答 認定件数の上限は設定していません。

## 2. 認定の要件等

問2－1 コンソーシアムを設置して取組を実施することは可能か。

答 コンソーシアムを設置して取組を実施することも可能ですが、本制度の認定に当たっては、代表となる大学を1つに定め、当該大学が申請することが必要です。その際、同一のコンソーシアムに参画する大学等が重複した取り組み内容により申請することはできません。

なお、実施要項「3. 認定の要件等」に「申請する大学等は、直近の学校教育法第109条第2項（同法第123条において準用する場合を含む。）に基づく認証評価の結果が適合に相当する水準であること。」とありますが、当該要件は、コンソーシアムに参画する全ての大学等が満たしている必要があります。

問2－2 コンソーシアムとして想定している参加機関数はどれくらいか。

答 コンソーシアムの参加機関数に上限はありません。

問2－3 実施要項「3. 認定の要件等」に「外国人留学生の卒業・修了者のうち、国内進学者を除き、国内企業等に就職した者の割合が過去3年度の平均で3割以上であること。」とあるが、調査時点はいつのものを使用すればよいか。

答 直近の「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査（独立行政法人日本学生支援機構）」での回答を利用する望ましいですが、大学（もしくはコンソーシアム）独自で実施した調査を用いることも可能です。なお、独自で実施した調査結果を用いる場合は、経年比較ができるよう、各年度の調査方法や調査時点は一致させが必要です。

問2－4 実施要項「3. 認定の要件等」に「在籍する外国人留学生のうち、日本国内での就職を希望する者の割合が過去3年間平均で4割以上であること。」とあるが、どのような調査を用いればよいか。

答 調査方法に指定はありません。大学（もしくはコンソーシアム）独自で実施した調査を用いることも可能です。なお、独自で実施した調査結果を用いる場合は、経年比較ができるよう、各年度の調査方法や調査時点は一致させることが必要です。なお、実施要項において用いている「過去3年間平均で4割以上」の値は、「私費外国人留学生生活実態調査（独立行政法人日本学生支援機構）」の「13. 卒業後の進路希望等」の結果（集計pt率）に基づいています。

問2－5 実施要項「3. 認定の要件等」に「外国人留学生の卒業・修了者のうち、国内進学者を除き、国内企業等に就職した者の割合が過去3年度の平均で3割以上であること。又は在籍する外国人留学生のうち、日本国内での就職を希望する者の割合が過去3年間平均で4割以上であること。」とあるが、これらの数値の設定は何に依拠したものであるか。

答 「国内企業等に就職した者の割合が過去3年度の平均で3割以上」は「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査結果（独立行政法人日本学生支援機構）」の結果に、「日本国内での就職を希望する者の割合が過去3年間平均で4割以上」は、「私費外国人留学生生活実態調査（独立行政法人日本学生支援機構）」の結果にそれぞれ依拠しています。

問2－6 ポストドクター（ポスドク）採用者を就職者数に計上することは可能か。

答 有給のポストドクターについては計上することができます。

独立行政法人日本学生支援機構が実施する「外国人留学生進路状況・学位授与状況調査」では、令和2年度から、有給のポストドクターの進路区分が、「その他」から「就職」に分類変更されたことに伴い、ポストドクターも就職者に計上されることとなります。そのため、当該調査を活用する場合は、「過去3年度の外国人留学生の卒業・修了者のうち、国内企業等に就職した者の割合が3割以上（全国平均以上）であること」としている認定要件について、各大学の判断で有給のポストドクターを就職者に含めることができるものとします。

なお、「できることとする」とした意図は、再集計に当たっては、各大学に追加作業が生じることから、一律に加算を求めるものではなく、各大学の実情に合わせて、加算の要否を含め、任意とすることが適当と考えたためです。

なお、ポストドクター（ポスドク）採用者を就職者数の実績に計上している場合は、様式4の「2. 外国人留学生の就職状況」のI行に、該当者数（C行の内数）を入力してください。

問2－7 高等専門学校が申請することはできないのか。

答 高等専門学校を卒業後、国内に就職する外国人留学生が極めて少ないとから、単独で申請することは想定していませんが、コンソーシアムへの参画は可能です。

問2－8 各種学校及び日本語教育機関が申請することはできないのか。

答 本事業は、高等教育機関での受入を促進するために行われる取組の中で、優れた取組を支援するものであり、参画機関とはなりえますが、申請主体として申請することはできません。

問2－9 都道府県、市区町村等自治体の協力が必要か。

答 必ずしも必要ではありません。また、既に設置されているコンソーシアムにおいて参画していることを妨げるものではありません。

問2－10 本事業を行うことにより、どのような変化が生じるかの目標は、何%増等の具体的な数値を設定しなければならないのか。

答 本事業においては、申請者における外国人留学生の国内就職率5割を超えることを目標としており、それに向けた取組の結果を求めるものです。

問2－11 本事業を行う以前から、既に国内就職率5割を達成している場合は本制度に申請できないのか。

答 既に外国人留学生の国内就職率5割を超えている場合であっても、申請は可能ですが、所定の認定要件を満たす必要があります。

問2－12 目標が達成できなかった場合にはペナルティーがあるのか。

答 認定要件を満たさない等の理由により認定を取り消すことはありますが、認定期間中の実績が芳しくないことをもって、直ちに認定を取り消すことは考えておりません。

なお、認定期間後までに認定の更新を希望する場合は、これまでの実績を加味した上で判断することとなります。

### 3. 教育プログラム関係

問3－1 履修期間はどの程度を想定しているか。

答 本制度を活用した教育プログラムにおいては、修了者に対して各大学から履修証明書を発行することを求めています。履修証明書が就職活動において、採用の一助となるよう、就職活動が本格的に始まる前までに発行されるよう教育プログラムを修了する必要があります。そのため、履修期間は概ね1年から2年程度となることを想定しています。

問3－2 教育プログラムは単位化する必要があるか。

答 教育プログラムを構成する各科目は、その内容に応じて、正規の教育課程の中に位置付けるなど単位化することが望ましいです。

問3－3 英語のみで学位取得を目指すコースも対象となるか。

答 実施要項3. (2) ③教育内容 ●日本語教育に記載のとおり、履修者の専攻分野、想定するキャリアパス等を踏まえ、履修者が在学中に身に付けるべき日本語の能力水準を明確に設定した上で、英語のみで学位取得を目指すコースに所属する外国人留学生も履修することは差し支えありません。

問3－4 履修者が到達する日本語の能力水準の目安はあるか。

答 求められる日本語の能力水準については、業界ニーズ、職種、受講者の専攻分野等に応じて多様であることから、一律の到達目標は設定しません。各大学等において、履修者のキャリアパス等を踏まえ、在学中に身に付けるべき日本語の能力水準を明確に設定し、対外的に明示できるようにしてください。

問3－5 履修者の専攻分野（文系・理系）を踏まえ、開講するビジネス日本語の科目を複数設ける（クラス分けする）ことは可能か。

答 可能です。このほか、履修者の日本語の能力水準に応じたクラス分けや英語コースに所属する外国人留学生を対象とした科目（クラス）も考えられます。

問3－6 キャリア教育のうち、就職活動の支援は外国人留学生のみを対象とした支援を実施しなければならないか。

答 外国人留学生向けの就職活動の支援（就職ガイダンス等）であることが望ましいですが、内容に応じて、日本人学生と合同で実施することも差し支えありません。

外国人留学生が国内での就職活動を行うにあたって必要となる事項全般への理解を促すことが望まれるため、自己分析や企業研究・業界研究の進め方等を案内することも必要な支援であると考えられます。

外国人留学生にとって効果的な支援であることを前提に準備を進めてください。

問3－7 インターンシップは、複数回に分けて実施してはだめなのか。

答 インターンシップの実施期間は、通算して1か月程度（4週間）となっても構いません。ただし、一日限りで実質的に就業体験を伴わないプログラム（いわゆるワンデーインターンシップ）等はインターンシップ期間に通算しないでください。

問3－8 インターンシップをオンラインで実地することは可能か。

答 居住地に関わらず、遠隔地に所在する企業等のインターンシップに参加する機会があることは必要な支援の一環と考えます。各大学において、インターンシップ受入れ企業等と教育内容を検討の上、オンラインによる非接触型の方法によりインターンシップを実施することを妨げません。

問3－9 インターンシップは無償のものに限られるか。

答 インターンシップは、有償・無償を問いません。ただし、一日限りで実質的に就業体験を伴わないプログラム（いわゆるワンデーインターンシップ）等はインターンシップ期間に通算しないでください。

問3－10 企業との共同研究はインターンシップとして認められるか。

答 日本企業・組織における働き方や慣行等を経験するとの趣旨に照らして、十分な内容及び教育との連動が確認できるものであれば、企業との共同研究をインターンシップとして認定することは差し支えありません。また、必ずしも、期間が連続している必要はなく、週2回程度、企業に赴いたり、学内に企業の方を招いて実習を実施する場合も、インターンシップとして認定することで差し支えありません。

## 本制度において求められるインターンシップの内容

求められる内容 (※1)	課題解決型 自社の課題解決に取り組むワークショップ、プロジェクト等	業務遂行型 社員の基幹的・補助的業務の一部等	ハイブリッド型 課題解決型と業務遂行型の両方の要素を含むもの
<b>1回のインターンシップに原則必要な期間 (※2)</b>	1週間（実働5日）程度以上		課題解決的要素：実働2日以上 業務遂行的要素：実働3日以上 合計：1週間（実働5日）以上
<b>プログラム修了に必要な期間</b>	事前・事後指導を含め4週間（実働20日）程度以上 ※うちインターンシップを計2週間（実働10日）程度以上実施すること。		
<b>実施場所</b>	一部期間学内実施可	全期間学内実施不可	一部期間学内実施可
<b>大学と企業等との協働</b>	計画作成にあたって大学と企業の両者が関与すること	事前・事後学習がインターンシップとは別に用意されていること。	課題解決的要素、業務遂行的要素のそれぞれにおいて、左記の条件を満たすこと。
<b>教育効果の測定</b>	留学生の自己評価、企業による客観評価を踏まえ、事前・事後指導の効果判定と併せて大学において総合評価を行うこと。		
<b>キャリア教育との連動</b>	インターンシップの参加までに、学修した日本語教育、キャリア教育内容を実践する場となっていること。  専門教育での学修内容を活かせること		
	課題解決的要素においては、専門教育での学修内容を活かせること  インターンシップで測定された教育効果に基づき、留学生に不足している能力を補うキャリア教育を実施できるカリキュラムとなっていること。		

※1 インターンシップを便宜上「課題解決型」「業務遂行型」「ハイブリッド型」に分類した。課題解決型により実施する場合には、業務遂行型によるインターンシップと対照で行うこと。また、課題解決型インターンシップを学内で実施する場合は、協力企業は少なくとも学内での行程の半分以上は大学に出向くこと。

※2 全ての型において、1回の期間中は、各留学生に対応する企業は同一の企業とすること。

例①：

A 留学生がX社で業務遂行型インターンシップを実働5日実施⇒○

B 留学生がY社とZ社で業務遂行型インターンシップを実働計5日実施⇒×

例②：

C 留学生が甲社でハイブリッド型インターンシップを実働5日実施⇒○

D 留学生が乙社で課題解決的要素を、丙社で業務遂行的要素を実施するハイブリッド型インターンシップを実働計5日実施⇒×

#### 4. プログラムの実施について

問4－1 実施に当たって、国からの財政支援はあるか。

答 認定によって、教育プログラムの実施に係る財政支援は予定していませんが、教育プログラムの履修者に対して、当面の間、予算の範囲内で留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）の優先配分の対象とすることとしています。

問4－2 外国人留学生以外は履修できないのか。

答 各大学で定める教育プログラムの履修対象者によりますが、在留資格「留学」以外の方が教育プログラムを受講することを妨げるものではありません。ただし、「留学生受入れ促進プログラム（学習奨励費）」の受給対象や、在留資格更新時の優遇措置の対象となるのは、外国人留学生に限られます。

問4－3 認定期間は必ず5年後の年度末である必要があるのか。取組を定着させるため、延長できないのか。

答 認定期間の上限は5年後の年度末としていますが、認定期間終了後、改めて認定を求めることが可能です。その際、認定期間中の実績を加味した上で、認定の可否を判断することとなります。

問4－4 認定期間に中間調査を実施するのか。

答 現在のところ、中間調査等は予定していませんが、認定後は、毎年6月末までに指定の様式により取組状況報告を提出することとなります。

## 5. 審査方法・基準等

問5－1 有識者による「留学生就職促進プログラム委員会」の構成員はどのような者を予定しているのか。

答 大学関係者、企業関係者等の中で、留学生事業に造詣がある者から選任する予定です。

問5－2 「留学生就職促進プログラム委員会」の委員の氏名は公表されるのか。

答 選定結果公表後に、委員の氏名を公表いたします。

問5－3 書面審査及び面接審査は全ての申請に対して行われるのか。

答 書面審査は提出期限までに申請された全ての申請に対して行い、必要に応じて、面接審査の代替として、書面での質疑応答を実施予定です。

## 6. その他

問6－1 國際通用性の觀点から、修了証明書を英語表記とすることは可能か。また、英語以外の言語での記載は認められないか。

答 教育プログラムの履修証明書は、実施要項で定める記載内容を日本語で記載することが必須であるものの、あわせて他言語による記載を並記することは差し支えありません。

問6－2 様式2における「認定後のプログラム内容に係る情報発信の取組」とは、具体的にどのような内容を想定しているか。

答 教育プログラムの具体的な内容については、実際に履修することが想定される留学生や連携する経済団体等はもとより、将来的にプログラム修了者を採用しようとする企業を含む社会一般に対しても広くその認知度を高める必要があると考えられます。については、ホームページ等による学外に対する情報発信において、教育プログラムの内容をどの程度公開する予定であるかについて、具体的に記載してください。  
一例として、履修定員・修了要件・履修モデル等のプログラム概要の外、各科目的シラバスを公開することや、様式3の記載項目を公開することなどが考えられます。